## 工業系地域以外に立地する事業所の工業系地域への移転支援【拡充】

現行制度

工業系用途地域を除く用途地域において製造業を営むモノづくり 企業がその工場を、本市内のモノづくり推進地域又は工業専用地 拡充の方 域へ移転することに対して補助金を交付

補助率:1/2 補助限度額:200万円

向性

補助率、限度額、対象事業の拡充を検討 併せて、対象エリアの拡充(モノづくり推進地域から外れ た準工業地域を対象とする)

近隣の住宅との騒音や振動などの摩擦防止の対策として事業所側が行う設備投資に対する支援【拡充】

現行制度

住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情についてモノづくり 企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交

補助率:1/2 補助限度額:100万円

拡充の方 向性

補助率、限度額の拡充を検討

工業系地域において、事業者が新たに工場を操業した場合の支援【拡充】

現行制度

市内の工業地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用 地域では延床面積1,000㎡以上を活用)製造業を営む場合や、新 たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税お拡充の方 よび固定資産税相当額の一定割合の補助金を交付

補助率:1/2から最大で2/2(全額) 補助限度額:上限なし 補助

期間:3年間

向性

|対象用途地域の拡充を検討 (工専地域+工業地域⇒工専地域+モノづくり推進地 域)

住工共生のまちづくりに向けた課題解決ができる組織等の設立及び支援【新規】

制度概要

住工共生のまちづくりを推進することを目的とする団体(住工共生まちづくり協議会)について、その組織化に向けた準備及び協議会認 定後の活動を支援する。

工業系地域における土地を、工場用途に売却した際の土地売却者に対する支援【新規】

制度概要

モノづくり推進地域において、新たな住宅開発を抑制するため、既存の事業用地を、製造業等の事業用地として売却や賃貸、貸事業所 を新設などした場合、優遇措置を行う。

工業系地域において工場を優先する地域であることを示すPR支援(看板の設置等)【新規】

制度概要

|重点地区内において、当該地域が工場を優先する地域である旨の看板を設置、また、広報冊子の作製を行う。